

その他

タクシー事業者に係る恵庭・千歳地区の営業区域の統合について

【経緯】

タクシー事業者は道路運送法第20条の定めにより、北海道運輸局で定める営業区域外での旅客運送が禁止されているところであり、これまでは恵庭・千歳地区は別々の営業区域とされていたところです。

このたび、千歳地区ハイヤー事業協同組合よりこの営業区域を統合したいとの申し出があり、そのために市の同意書を得たいとの要望がありました。

【報告事項】

営業圏の統合により、繁忙期や事故・災害時の車両不足に柔軟に対応できるなど、市民の利便性の向上に寄与できるため、恵庭市としてこの申し出に同意するものとして、平成31年4月19日付けにて千歳地区ハイヤー事業協同組合に対し同意書を提出いたしました。

本件は、あくまでも民間事業者の営業活動の範囲を定めるものであり、当協議会での協議事項にはあたらないことから、その他報告事項としてご報告します。

なお、千歳市においても同様の申し出があり、同意書を提出済みであることを申し添えます。